

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会  
主任児童委員連絡会設置要綱

(目的)

第1条 公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下「本会」という。）は、主任児童委員連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、主任児童委員活動やその役割、地域への理解促進を図るための方策等について意見交換を行う場を設ける。また、必要に応じて、近年増加している子どもに関する諸課題への検討を行う。

(委員の委嘱等)

- 第2条 委員は15名以上20名以内とし、本会の会員である主任児童委員、児童委員の中から会長が委嘱する。
- 委員のうちから1名が委員の互選により委員長となり、連絡会を代表し、会務を総理する。
  - 会長は、必要に応じて、児童関係機関の職員や、学識経験者等を委員として委嘱することができる。
  - 副委員長は、委員長が指名する。人数は3名以内とする。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。
- 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 任期は、一斉改選日を起算日とする。

(会議)

- 第4条 会議は、委員長が招集する。
- 連絡会は、次の事項を担当する。
    - 主任児童委員活動やその役割の明確化、地域への理解促進を図るための意見交換
    - その他

(経費)

第5条 委員の交通費など、連絡会の運営に要する経費は、原則として本会が負担する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。

平成30年3月1日一部改正